

宿舎居住環境改善に関する要求書について（回答）

2010年8月16日付けで貴組合から要求のありました項目について、下記のとおり回答します。

記

1. 宿舎廃止、所管換による不都合に関する事項

- 1) 宿舎廃止等の管理運営計画に関する情報が不足しており、転居対象者に大きな不安や不信感を与えている。宿舎廃止等の計画の策定にあたっては、入居者に対して情報の早期周知を行い、対応策を示すこと。
- 2) 管理主体の異なる宿舎間で居住条件に格差が生じないようにすること。また、筑波大職員と他機関職員を差別しないこと。

1) 筑波大学宿舎に関する一般的な情報については、その都度情報提供しています。管理運営計画については、職員宿舎の整備等のあり方に関する検討委員会において、職員宿舎のあり方、再配置及び廃止、利用計画・維持管理の方策の検討を開始しております。現在、入居者に対して通知できる情報はありますが、今後計画が策定された場合には、周知いたします。

2) ①法人化以降、本学においては宿舎管理費等の確保も大学の予算の範囲内で行わねばならないのに対し、関東財務局は国から必要な経費について予算措置がされることです。そうした違いから、管理主体によって居住条件に多少の差が生じることはやむを得ないことと考えます。

②宿舎に関する情報等は所属機関に関係なくその都度宿舎内への掲示や個別ポストへの投函により情報提供をしているとともに、個別の情報の詳細については管理人に問い合わせをしていただくこととしています。

なお、大学宿舎の居住者に対する2台目駐車場の貸付については、暫定的な措置として吾妻宿舎及び竹園宿舎の一部において、空きスペースがある場合に限り筑波大学職員を対象に実施しております。関東財務局の宿舎においては、所属機関の如何を問わず2台目駐車場の貸付を行っていることに鑑み、他機関職員への2台目駐車場の貸付については、大学職員との区別はせずに対応させていただきます。今後、関東財務局水戸財務事務所筑波

出張所との協議を経て、貸付ができる状況が整いましたら入居者宛てに連絡いたします。

2. 管理・運営体制に関する事項

- 1) 平日の管理事務受付時間延長と土日休日、年末年始等における緊急時対応を行うこと。

宿舎の管理業務は、外部委託により平日9時から17時まで業務を行っており、土日休日及び年末年始の緊急時対応については、緊急性の高い応急措置等の対応は現在も実施しております。

平日の管理事務受付時間延長については、委託業者との契約変更に伴う契約金額の増加が見込まれるため対応が困難ですが、全体の勤務時間数を変更せずに勤務時間帯や曜日をシフトさせるといったことを検討します。

3. 入退去に関する事項

- 1) 現状復帰の基準を明確にし、査定者による相違をなくすこと。

退去時の原状回復は、平成15年6月財務省理財局長通知「国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて」を基準に準用して適正に行っております。

なお、宿舎の退去に際しては、管理人が退去者の立会いの下で原状回復を必要とする箇所を点検することとしており、その際、点検箇所を明確化、共通化するために「宿舎原状回復点検カード」を作成しております。

本学の管理人は、管理人の間で打合せ及び相互研修等により情報の共有化を図り、管理及び査定内容に相違がないよう努力をしています。

4. 修繕・更新に関する事項

- 1) 老朽化を放置せず、必要な修繕、特に耐震性等緊急性を伴うものは速やかに行うこと。風呂、トイレ、キッチン、配管など水回り全体の老朽化が著しい。

原則として、入居者の責による破損及びき損、経年劣化によるき損又は汚損が軽微である場合については個人の負担で修繕を行うこととしており、これらに該当しない修繕については大学の負担で修繕を行うこととしております。

宿舎の修繕・更新には多大な経費が必要となり財政的に非常に厳しい状況となっております。現在は予算の範囲内で緊急性を考慮して修繕を行っていますが、今後はより計画的な修繕が可能となるよう考えていきたいと思っております。

5. 設備に関する事項

- 1) 独身宿舎においてボイラー使用が事前通告なく止められ、風呂、シャワー、部屋の給湯、暖房が使えない。他の宿舎と同水準となるよう早急に改善すること。

平成21年10月15日の吾妻1丁目403棟のボイラー煙突の故障については、原因及び状況について掲示（別紙参照）により逐時入居者にお知らせし、通知文も配布しました。

浴室の使用についてはガス給湯器を設置し再開しましたが、各階のシャワー及び居室への給湯については、設備上の理由により給湯することができなくなり、入居者には不便をおかけしています。また、暖房については、従前から使用を中止しています。

設備更新をすとした場合には多大な費用がかかり、一方で学内における予算措置が厳しい状況です。

6. 現状の管理に関する事項

- 1) 必要な管理がなされていない。筑波大は責任を持って管理すること。例えば、火災報知器の設置が見送られていると考えざるを得ないケースまでである（並木4丁目405棟）
- 2) ゴミの不法投棄防止対策、駐車場の違法駐車対策等事故予防に努めること。

- 1) 宿舎の管理業務は、委託契約の仕様にに基づき業者に外部委託しております。

火災報知器の設置については、並木4丁目405棟も含め消防用設備がある他の宿舎についても、確認の上、火災報知器を設置いたします。

- 2) ゴミの不法投棄防止対策については、単身宿舎、独身宿舎においてはそれぞれの自治会と、自治会業務を行っている茨城住宅管理協会とで対応していただくこととなっています。

また、世帯宿舎においては、入居者で構成する自治会に対応していただくこととなっています。

駐車場の管理については、管理人による駐車場の巡回、違法駐車を取り締まりを実施しておりますが、違法駐車が管理業務の時間帯以外に多く発生しているため、今後空いているスペースにポールを設置し駐車できないようにする等の対応を検討していきます。

ゴミや駐車場の問題は、個々人の取り組みと自治会の取り組みの双方により改善されるものと考えますので、自治会による対応についてもお願いしたいと思います。

7. その他

- 1) 留学生とおもわれる習慣の異なる外国人の入居が増えている。トラブルを未然に防止するためにも日本の宿舎におけるルールの説明を徹底すること。例えば、騒音を立てる住人やゴミ出しマナーの悪い住人が急増している。

原則として、管理人による入居説明の際には、通訳立ち会いのもと、宿舎におけるルールやマナーの説明をしています。現在、国際化に対応する観点から、宿舎に関する文書の英訳に取り組んでいるところです。宿舎のしおりなども、英訳が終了しだい、外国人居住者に対して配布する予定です。また、騒音やごみ出しについては、個々人の取り組みと自治会の取り組みの双方により改善されるものと考えますので、自治会による対応についてもお願いしたいと思います。